

内閣参質一九六第一〇号

平成三十年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院議員山本太郎君提出東シナ海洋上におけるパナマ籍タンカーからの原油流出事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本太郎君提出東シナ海洋上におけるパナマ籍タンカーからの原油流出事故に関する質問
に対する答弁書

一について

現在、御指摘の「漂着物」に関する調査を行っているところであり、お尋ねについて、現時点で確定的にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「除去」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

御指摘の「本件事故」については、海上保安庁の巡視船等を派遣し、タンカー「SANCHI」号の沈没した海域において、行方不明者の搜索等の業務に当たるとともに、排出油の防除等を行ってきているところであり、その際、中国を始めとする関係国とも外交ルート等を通じて連絡を取り合い、緊密に連携し
てきている。

四について

現在、環境への影響に関する調査を進めているところであり、お尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である。

五について

御指摘の「S号からの原油流出量がどの程度の規模」の意味するところが必ずしも明らかではないが、タンカー「SANCHI」号の船主からは、当該タンカーに搭載されていた油は、コンデンセートが約十三万六千トン、A重油が約百二十トン及びC重油が約二千トンであると聞いており、海上保安庁の巡視船等を派遣し、当該タンカーの沈没した海域において、排出油の防除等を行ってきているところである。